

帝京科学大学における野外実習に関する安全管理指針

平成25年3月13日

帝京科学大学長

はじめに

野生動物や自然環境について学ぶ学生にとって、野外でのフィールドワークは不可欠な活動である。野外の自然は、そのような学生の活動の舞台そのものであり、無数の気づきや学びの場となる。なにより、自然の中にいることそれ自体が大きな喜びを与えてくれる。そして、野生動物や自然環境について学ぶ学生は、最終的には、野外の自然下でのフィールドワークにおいて自律的に活動できるようになることが求められる。

しかし、野外での活動には様々な危険も伴う。野外でのフィールドワークにおいては、危険を避け安全を確保した上でいかにこれを行うかが最も重要なことである。

大学は野外実習を通じて、学生一人一人にその学びと成長の機会を提供するとともに、それが安全に行われるよう最大の注意と配慮を払わなければならないものとする。

大学は、そのために野外実習に関する安全管理指針を次のとおり定める。

- 1 野外活動における一般的な安全管理について学生が学ぶための適切な教育カリキュラムを用意し、実施する。
- 2 上記教育カリキュラムには、安全管理の基本理念、野外での具体的危険事例、危険を避けるための具体的方法についての教育を含むものとする。
- 3 野外実習を行う場合は、その参加学生に上記教育カリキュラムを受けておくことを義務づける。
- 4 上記教育カリキュラムの計画や実施において、安全管理に関する最新の情報知識を常に取り入れるよう努める。
- 5 担当教員は、野外実習にあたり、本指針に沿って適切な実習手引を作成し、内容を学生に周知する。
- 6 野外実習を行う学科は、複数の安全管理マネージャーを置くものとする。
- 7 上記安全管理マネージャーは、野外実習にあたって実習手引のチェック及び実習実施に関する助言を行う。
- 8 上記学科は、実習手引に対して、継続的見直しと必要な改訂を行う。
- 9 担当教員は、野外実習実施前に、参加学生に対し、その実習において想定される危険について十分な情報を周知する。
- 10 実施される野外実習において、その場所、形態、実習内容、参加学生のレベルに適した安全教育を行うとともに、適切な安全対策を次のとおり行う。
 - (1) 担当教員は、野外実習中に学生の行動を適切に把握し、危険につながる可能のある「ヒヤリハット経験」を吸い上げ、実習に参加する全員でこれを共有する。

- (2) 担当教員は、学生の活動内容・到達レベルに合わせ、安全に配慮した指導を行う。
 - (3) 安全対策のため必要な指導者（現地指導員、ティーチングアシスタント（TA）を含む）を配置する。
 - (4) 担当教員は、実習を補助する現地指導員及び TA 等に対して、安全対策上の役割を明確にし、そのために必要な指導を行う。
- 1 1 担当教員は、事前に大学事務局と連絡を取り、野外実習の実施計画・参加学生などに関する情報を共有する。
 - 1 2 担当教員は、本指針策定の目的をよく理解し、野外実習の安全管理に関する自らの知識と技術の向上のため不断の研鑽に努める。
 - 1 3 大学は、野外実習中の緊急連絡体制を明確にする。
 - 1 4 大学は、関係教職員に対し、安全管理について継続的に教育の機会を設けるものとする。
 - 1 5 大学は、本指針の 4、6、8、14 に関して、必要に応じて学外専門家を講師として招致し、指導や助言を受けるものとする。
 - 1 6 大学は、野外において実習する際の安全教育及び対策のために適切な予算措置を講ずる。
 - 1 7 大学は、3 月 2 日を「野外実習安全管理の日」とする。
 - 1 8 本指針は、毎年、「野外実習安全管理の日」をめぐりに見直しを行う。

附 則

本指針は平成 25 年 3 月 13 日から施行する。

附 則（帝京科教第 474 号 平成 26 年 5 月 28 日）

本指針は平成 26 年 5 月 28 日から施行する。